

財務省告示第八十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年二月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年三月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子の 払込み
利付国庫債券（五年）（第二十四 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	郵便貯金資金による引受け 額面金額で二千三百億円	二千三百一億三千八百万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。		平成十五年二月二十五日	額面金額百円につき百円六銭	年〇・三パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十八号に規定する期日 に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{67}{365}}$$

十三

初期利子

平成十五年六月二十日を支払った
と、次に算出した支払期
金額を支払う。ただし、
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次の号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六个月内に属す
る利子を払う。

十五

償還金額

平成十九年十二月二十日

十六

元利支

日本銀行

十七

払込期日

平成十五年二月二十五日

十八

払込期日

平成十五年二月二十五日